

行方市訓令第4号

行方市DX推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

行方市長 高 須 敏 美

行方市DX推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

行方市DX推進本部設置要綱(令和3年行方市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び」を「,」に改め,「本部員」の次に「及び副本部員」を加える。

第5条中第2項を第3項とし,第1項の次に次の1項を加える。

2 本部の会議の出席者は本部長,副本部長及び本部員とする。

第6条第2項中「部会員」を「本部員及び副本部員」に改める。

別表第1に次のように加える。

副本部員	行方市行政組織規則(平成17年行方市規則第3号)第7条に規定する課長(本部員を除く。),行方市教育委員会事務局組織規則(平成17年行方市教育委員会規則第5号)第9条に規定する課長,行方市農業委員会事務局設置規則(平成17年行方市協業委員会訓令第2号)第4条に規定する事務局長
------	---

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

部会名	区分	職名
市民サービス検討部会	部会長	副市長
	副部会長	行方市行政組織規則第7条に規定する部長,行方市教育委員会事務局組織規則第8条に規定する教育部長,行方市議会事務局処務規程第2条に規定する事務局長
	部会員	行方市行政手続条例(平成17年行方市条例第13号)第2条第4号に規定する申請及び同条第8号に規定する届出に関する事務を有する各課等の長,行方市教育委員会事務局組織規則第9条に規定する課長,行方市農業委員会事務局設置規則第4条に規定する事務局長,本部長が指定する者
業務プロセス検討部会	部会員	本部長が指定する者

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。